

定 款

〒136-0071 東京都江東区亀戸六丁目 41 番 20 号

公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会

TEL (03) 3685-2141

FAX (03) 3685-2189

公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会と称する。

(事務所)

第2条 この会は、主たる事務所を東京都江東区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この会は、ボイラー、圧力容器、クレーン等及びゴンドラその他危険な作業を必要とする機械の製造、設置、整備及び使用に関する安全衛生技術水準の維持改善並びに労働災害防止のための知識の普及と技能の向上を図り、もって事業場の労働安全衛生の推進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ボイラー、圧力容器、クレーン等及びゴンドラの検査、検定
 - (2) 労働安全衛生法関係法令に基づく各種の技能講習、実技講習及び実技教習並びに各種安全衛生教育等の講習・教育の実施
 - (3) 前2号に関する安全衛生技術水準の改善及び労働災害防止のための調査研究
 - (4) ボイラー、クレーン等に関する安全技能の向上及び安全意識の高揚を図るための競技会の開催、ポスター用写真、標語等の募集並びに安全衛生知識等を普及させるための広報誌及びインターネットを利用した情報提供
 - (5) 安全衛生講習、教育等に関するテキスト、図書及び用品等の頒布
 - (6) その他前各号に定める事業の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項に掲げる事業については、全国の都道府県の区域内において行うものとする。

第3章 会員

(種別)

第5条 この会の会員は、この会の事業に賛同する個人又は団体であつて、次の3種類とする。

- (1) 普通会員
- (2) 特別会員
- (3) 賛助会員

2 前項の会員は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(会員たる資格)

第6条 普通会員たる資格を有する者は、この会の事業に賛同する次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) ボイラー、圧力容器、クレーン等、ゴンドラ又はフォークリフトの製造又は研究を行う個人又は団体
 - (2) ボイラー、圧力容器、クレーン等、ゴンドラ又はフォークリフトを使用する作業を有する個人又は団体
- 2 特別会員たる資格を有する者は、ボイラー、圧力容器、クレーン等、ゴンドラ又はフォークリフトの設置、据付、整備又は販売を業とする個人又は団体で、この会の事業に賛同するものとする。
- 3 賛助会員たる資格を有する者は、この会の事業に賛同する個人又は団体とする。

(入会手続)

第7条 この会の会員になろうとする者は、所定の入会申込書に必要な事項を記載して記名押印の上、会長あて申し込まなければならない。

- 2 前項の規定により入会の申込みがあった場合には、理事会が審議の上その申込みを行った者が前条に規定する資格を有し、かつ、適当と認めたときは、会長はその入会を承認し、会員名簿に登録するものとする。
- 3 この会に対する会員としての権利及び義務は、前項の規定によって会員名簿に登録されたときから発生するものとする。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会の議を経て別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 入会金は入会を承認された時に、会費は毎年7月31日までに納めなければならない。ただし、年度途中において入会したときは、その年度に属する会費は入会と同時に納めなければならない。

- 3 既納の入会金及び会費は、いかなる理由があっても一切返還しない。
- 4 入会金及び会費の全額は、管理業務に関する会計（法人会計）の収入とする。

（任意脱退）

- 第9条 会員は任意にいつでもこの会を脱退することができる。
- 2 会員は、この会を脱退しようとするときは、会長にその旨を届出なければならない。

（当然脱退）

- 第10条 会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当然に脱退するものとする。
- (1) 会員たる资格の喪失
 - (2) 死亡又は解散
 - (3) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
 - (4) 破産
 - (5) 6カ月以上にわたる会費の滞纳

（除名）

- 第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議を経て除名することができる。
- (1) 著しく会員たる義務を履行しないとき
 - (2) この会の事業を妨げる行為をしたとき
 - (3) この会の名誉を傷つけ、その他この会の信用を失わせるような行為をしたとき
- 2 前項の場合において、この会は、その総会の会日の10日前までにその会員に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 除名は、除名した会員にその旨を通知しなければ、これをもってその会員に対抗することはできない。
 - 4 会長は、第9条及び第10条の規定によるとき並びに前項により通知したときは、すみやかに当該会員を会員名簿から削除するものとする。

第4章 役員等

（役員の種類及び定数）

- 第12条 この会に、次の役員を置く。

理事 30名以上42名以内

監事 2名以内

- 2 理事のうち、2名以内を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち3名以内を業務執行理事とすることができる。
- 4 理事のうち、1名を会長とし、3名以内を副会長、1名を専務理事、3名以内を常務理事、3名以内を常任理事とすることができる。
- 5 代表理事は、会長及び専務理事（代表理事が2名の場合）とする。
- 6 業務執行理事は、常務理事とする。

(役員の選任)

第13条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事は、理事会の決議によつて理事の中から選定する。
- 4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員の職務及び権限)

第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行するほか、次の各号の区分に応じ、それぞれに定める職務を行う。

- (1) 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この会を代表し、その業務を執行する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐する。
 - (3) 専務理事は、会長及び副会長を補佐する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、会長が選任されるまでの間、臨時に、この会を代表し、その業務を執行する。
 - (4) 常務理事は、担当会務を処理する。
 - (5) 常任理事は、会務についての指導、助言を行う。
- 2 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第15条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べる。

(役員の任期)

第16条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第17条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(名誉会長)

第18条 会長は総会の承認を経て名誉会長を委嘱することができる。

2 名誉会長は、1名以内とする。

3 名誉会長は、会長の諮問に応じ、この会の重要事項について意見を述べることができる。

4 名誉会長の任期は第16条第1項を準用する。

(報酬等)

第19条 役員は、総会で定める支給基準により、勤務の状況に応じ報酬又は費用の弁償を受けることができる。

2 名誉会長は、無報酬とするが、総会の定めるところにより、費用の弁償を受けることができる。

第5章 総会

(構成)

第20条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第21条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書、財産目録の承認

(2) 役員の選任又は解任

- (3) 役員の報酬等の支給基準
- (4) 定款の変更
- (5) 会員の除名
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第22条 総会は、定時総会として毎年1回事業年度終了後3ヵ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第23条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。
2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が招集する。
3 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第24条 総会の議長は、会長がこれに当たる。
2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が総会の議長に当たる。

(議決権)

第25条 総会における議決権は、会員1人につき1個とする。

(決議)

第26条 総会の決議は、会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。
2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第12条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、第27条に定める議決権行使書面による議決権の行使の結果、理事の選任議案のすべてについて過半数の賛成がそれぞれ得られている場合であって、議長が複数の役員の選任議案を候補者全員一括で決議することを出席している議場の会員に諮り、それに異議がない等のときは、当該役員候補者全員の選任議案を一括で決議することができる。

第27条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決をなし、又は、その総会に出席する他の会員にその議決権を行使することを委任することができる。

- 2 前項の会員は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、議長及びその会議において選出された議事録署名人2名が、これに署名し、又は記名押印して事務所に備え付け、会員の求めに応じ閲覧に供しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この会に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、法令及びこの定款に別段の定めある事項の外、次の職務を行う。

- (1) この会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたときは又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるとき又は特別の利害関係を有するときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、理事として表決に加わることはできない。

3 前2項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産)

第35条 この会の資産は、次の各号に掲げるものからなる。

- (1) 設立当初寄附された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金
- (4) 助成金
- (5) 事業から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第36条 この会の資産は、会長がこれを管理する。ただし、その方法は、総会において定める。

(事業年度)

第37条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第38条 この会の事業計画、収支予算並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の事業計画、収支予算並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、直後の総会に報告しなければならない。
- 3 第1項の事業計画、収支予算並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供する。

(事業報告及び決算)

第39条 この会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次に掲げる第1号から第4号の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、第5号及び第6号の書類を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - (5) 定款
 - (6) 会員名簿

(公益目的取得財産残額の算定)

第40条 会長は、公益法人認定法施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 この会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第43条 この会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から1ヵ月以内に、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第44条 この会が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議を経て、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(事務局)

第45条 この会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第10章 地方事務所

(地方事務所)

第46条 この会は、必要に応じて各地に地方事務所を置くことができる。

- 2 地方事務所の設置及び廃止は、理事会の決議による。
- 3 地方事務所の事務を処理するため地方事務所長又は地方事務長及び所要の職員を置く。
- 4 地方事務所の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、官報に掲載する方法による。

2 この法人の貸借対照表の公告は、前項にかかわらず、定時総会毎にその終結の日後5年を経過する日までの間、継続してインターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法による。

第12章 補則

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、この会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

【履歴】

| | | | | |
|-------|----|-----|---|---|
| 2011年 | 4月 | 1日 | 施 | 行 |
| 2014年 | 6月 | 19日 | 変 | 更 |
| 2022年 | 6月 | 22日 | 変 | 更 |
| 2023年 | 6月 | 20日 | 変 | 更 |